札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案 令和5年(2023年)2月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条第1号アを次のように改める。
 - ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。) 7, 830人(福祉に関する事務所の職員1,499人を含む。)
- (2) 第1条第1号カを次のように改める。
 - カ 下水道河川局に属する職員(下水道事業に従事する職員に限る。) 451人
- (3) 第1条第2号を次のように改める。
 - (2) 議会事務局の職員 35人
- (4) 第1条第3号ア及びイを次のように改める。
 - ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 294人 イ 学校に属する職員 9,711人
- (5) 第1条第5号を次のように改める。
 - (5) 人事委員会事務局の職員 20人 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理由)

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	<u> </u>	<u>(2:人)</u> 訳	
第1条							
(1) 市長の補助機	関である職員						
ア一般部局に	属する職員(イ	からカまでに掲げ	j"				
る職員を除く。)	第2	第2次まちづくり戦略ビジョン(ビ		+6		
7,841	7,830	1 1	ジョン	ジョン編)の推進体制確立に伴う増			
うち福祉に関	関する事務所 <i>の</i>	重点	瓦施策事業の推	進に伴う増	+38		
1,491	1,499	+8	その	他業務量の増	加等に伴う増	+31	
			事務	等業の見直し	等に伴う減	A 86	
イ病院局に属っ	する職員						
1,111	1,111	0					
ウ中央卸売市	場に属する職員	Ę					
22	22	0					
エ 交通局に属	する職員						
555	555	0					
オ 水道局に属する職員							
616	616	0					
力 下水道河川	局に属する職」	員					
(下水道事業に従事する職員に限る。)							
474	451	▲ 23	事務	等事業の見直し	等に伴う減	▲ 23	
(2) 議会事務局の	職員						
36	35	1	事務	等事業の見直し	等に伴う減	1	

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

						(+1	<u> ル・ノヘ)</u>
(玛	見行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
(3) 教育多	委員会の職	战 員					
ア事務	 房局及び学	校以外の教	育機関に属する				
職員							
	292	294	+2	{ 7-0.	の他業務量の増	加等に伴う増	+3
				事務	8事業の見直し	等に伴う減	1
イ学校に属する職員							
	9,649	9,711	+62	✓ 重点	京施策事業の推	進に伴う増	+84
				事務	8事業の見直し	等に伴う減	▲ 22
(4) 選挙管	管理委員 <i>会</i>	ミの職員					
	10	10	0				
(5) 人事委員会事務局の職員							
	18	20	+2	その	の他業務量の増	加等に伴う増	+2
(6) 監査事務局の職員							
	27	27	0				
(7) 農業多	委員会の職	浅員					
	0	0	0				
(8) 消防耶	職員						
	1,733	1,733	0				